

令和2年12月8日

福 津 市 議 会

議 長 江 上 隆 行 様

市民福祉委員会

委員 長 横 山 良 雄

市民福祉委員会審査報告書

令和2年第5回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

記

1. 審査経過

付託年月日 令和2年11月24日

審査年月日 令和2年12月3日

2. 出席者

委員 横山委員長、高山副委員長、福井委員、石田委員、中村晶代委員、
米山委員

執行部 辻健康福祉部長、神山健康福祉部理事、横山市民部長、朝長いきいき健康課長、平田保険年金医療課長、佐々木収納課長、堤田高齢者サービス課長、石津いきいき健康課健康づくり係長、内兼久保険年金医療課医療係長

◎議案第55号 福津市債権管理条例等を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第56号 福津市重度障害者医療費の支給に関する条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第57号 福津市子ども医療費の支給に関する条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 改正に伴い変更する医療証の発行数は。

(答弁) 重度障がい者分が5件、子ども医療分が6,500件である。

(質疑) 繁忙期であるが、医療証発行のための人員は確保できているか。

(答弁) 業務の一部を委託しているため、対応は可能と考える。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第58号 福津市健康福祉総合センター条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 事業所の退去理由と退去した事業所利用者の新たな利用先は。

(答弁) 退去理由は、施設使用料が高いことと、西福間地区に福祉サービスを集中させる計画があり、新たな利用先はその西福間地区に令和3年4月にできる施設と聞いている。

(質疑) 退去後の施設に入居する事業者は、同じような業種の事業者か。

(答弁) 同様の業種が入れば、設備の効率は良いが、在宅の障がい者に特定する必要はないと考え今回の条例改正を提案している。限定している条件を外すことで、いろいろな事業者の提案が受けられると考えている。

(質疑) 新たに入居する事業者の公募スケジュールは。

(答弁) 現在、さまざまな公共施設の見直しを行っているが、その協議が整い次第公募を行い、令和3年度中には事業者を決定していきたい。

(質疑) 現在の施設使用料は、光熱水費等を面積案分で算定するため、大量に水道等を使用する事業者が退去したことで、現入居団体の使用料は安くなるのか。

(答弁) 試算によれば、少し安くなる見込みである。

(質疑) 施設使用料の算定基準は見直さないのか。

(答弁) 入浴サービスなどで大量に水道等を使用する事業者がいない状況になると、光熱水費等の実績を見ることができるので、実績をもとに入居団体の負担の部分を見直す予定である。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。